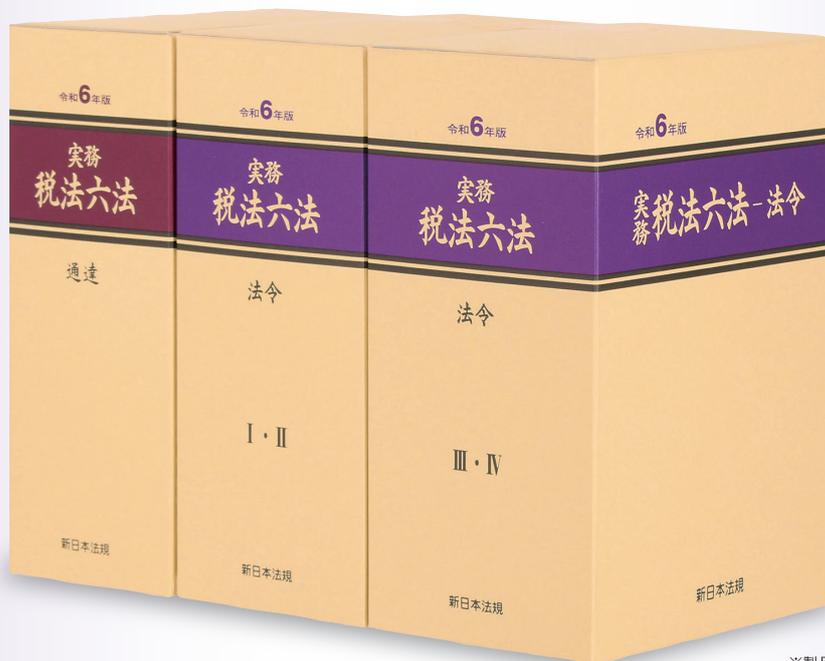


令和
6
年版

実務 税法六法

令和6年度の税制改正を
整理した**最新版**！



※製品仕様を変更することがありますので、ご了承ください。

法令編

〈7月発行予定〉

日常執務に必要な
税法関係法令を網羅

- 基本法には、各条ごとに関連条文を付してありますので、条文の解釈・運用に便利です。
- 条文中に原条文の理解を助けるために、〔 〕にて適宜条文見出しを記してあります。

A5判・4巻組・ケース付
定価8,800円(本体8,000円) 送料960円
ISBN978-4-7882-9338-0

通達編

〈10月発行予定〉

国税から地方税まで、広範囲に
わたる基本通達を全面登載

- 所得税・法人税・相続税関係には、重要な個別通達まで収録してあります。
- 巻末には、通達を発行年月日順に整理した通達年次索引を登載してあります。

A5判・2巻組・ケース付
定価6,600円(本体6,000円) 送料730円
ISBN978-4-7882-9339-7

★法令編は本年度の税制改正を織り込んで発行、通達編は最新の通達まで織り込んだ最新版です。
必要な法令・通達が両編で一体的に編集されており、安心してご利用いただける実務書です。

0120-089-339 (通話料無料)
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

※本書の本文紙は、古紙配合率70%、白色度61%程度
(グリーン購入法適応)を使用しております。

I 巻

- 第1編 国税通則
- 第2編 所得税
- 第3編 法人税
 - 第1章 法人税
 - 第2章 地方法人税

II 巻

- 第4編 資産税
 - 第1章 相続税
 - 第2章 地価税
 - 第3章 登録免許税
- 第5編 間接税等
 - 第1章 消費税
 - 第2章 酒税
 - 第3章 たばこ税
 - 第4章 揮発油税
 - 第5章 地方揮発油税
 - 第6章 石油ガス税

- 第7章 航空機燃料税
- 第8章 石油石炭税
- 第9章 自動車重量税
- 第10章 国際観光旅客税
- 第11章 印紙税
- 第12章 電源開発促進税
- 第13章 輸入品に係る内国消費税

III 巻

- 第6編 租税特別措置等(2)

IV 巻

- 第6編 租税特別措置等(3)
- 第7編 国税徴収
- 第8編 地方税
- 第9編 税理士
- 第10編 沖縄特別措置
- 第11編 電子申告・帳簿保存

I 巻

- 第1編 国税通則
- 第2編 所得税
- 第3編 法人税

II 巻

- 第4編 資産税
- 第5編 租税特別措置等
- 第6編 間接税等
- 第7編 国税徴収
- 第8編 地方税
- 第9編 税理士
- 第10編 電子申告・帳簿保存

○内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

内容見本(A5判縮小)

令和5年版より

法令編より

租税特別措置法(目次)

第一章 総則(第一条～第二条)	一六九	第一章 総則(第一条～第二条)	一六九
第一節 利子所得及び配当所得(第三条～第九条の九)	一七〇	第一節 利子所得及び配当所得(第三条～第九条の九)	一七〇
第二節 不動産所得及び事業所得(第十条～第二十条)	一七三	第二節 不動産所得及び事業所得(第十条～第二十条)	一七三
第一款 特別税額控除及び減価償却の特例(第十条～第十九条)	一七三	第一款 特別税額控除及び減価償却の特例(第十条～第十九条)	一七三
第二款 特定船舶に係る特別修繕準備金(第二十条～第二十一条)	一七六	第二款 特定船舶に係る特別修繕準備金(第二十条～第二十一条)	一七六
第三款 鉱業所得の特例(第二十二条～第二十四条)	一七八	第三款 鉱業所得の特例(第二十二条～第二十四条)	一七八
第四款 農業所得の特例(第二十五条～第二十七条)	一八〇	第四款 農業所得の特例(第二十五条～第二十七条)	一八〇
第五款 その他の特例(第二十八条～第三十条)	一八二	第五款 その他の特例(第二十八条～第三十条)	一八二
第三節 給与所得及び退職所得等(第三十一条～第三十二条)	一八三	第三節 給与所得及び退職所得等(第三十一条～第三十二条)	一八三
第四節 山林所得及び譲渡所得等(第三十三条～第三十五条)	一八四	第四節 山林所得及び譲渡所得等(第三十三条～第三十五条)	一八四
第五節 山林所得の特例(第三十六条)	一八五	第五節 山林所得の特例(第三十六条)	一八五
第六節 居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の特例(第三十七条～第三十九条)	一八六	第六節 居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の特例(第三十七条～第三十九条)	一八六
第七節 特定土地等の長期譲渡所得の特例(第四十条～第四十二条)	一八七	第七節 特定土地等の長期譲渡所得の特例(第四十条～第四十二条)	一八七
第八節 特定土地等の長期譲渡所得の特例(第四十三条～第四十五条)	一八九	第八節 特定土地等の長期譲渡所得の特例(第四十三条～第四十五条)	一八九
第九節 有価証券の譲渡による所得の特例(第四十六条～第四十八条)	一九〇	第九節 有価証券の譲渡による所得の特例(第四十六条～第四十八条)	一九〇
第十節 その他の特例(第四十九条～第五十一条)	一九二	第十節 その他の特例(第四十九条～第五十一条)	一九二
第四節の二 内部取引に係る課税の特例等(第五十二条～第五十四条)	一九三	第四節の二 内部取引に係る課税の特例等(第五十二条～第五十四条)	一九三
第四節の三 居住者の外国関係会社に係る(第五十五条～第五十七条)	一九四	第四節の三 居住者の外国関係会社に係る(第五十五条～第五十七条)	一九四
第五節 住宅借入金等の特例(第五十八条～第六十条)	一九五	第五節 住宅借入金等の特例(第五十八条～第六十条)	一九五
第六節 その他の特例(第六十一条～第六十三条)	一九六	第六節 その他の特例(第六十一条～第六十三条)	一九六
第七章 法人税法の特例(第六十四条～第六十六条)	一九七	第七章 法人税法の特例(第六十四条～第六十六条)	一九七
第八章 中小企業者等の特例(第六十七条～第六十九条)	一九八	第八章 中小企業者等の特例(第六十七条～第六十九条)	一九八
第九章 特別税額控除の特例(第七十条～第七十二条)	一九九	第九章 特別税額控除の特例(第七十条～第七十二条)	一九九
第十章 準備金等(第七十三条～第七十五条)	二〇〇	第十章 準備金等(第七十三条～第七十五条)	二〇〇
第十一章 鉱業所得の特例(第七十六条～第七十八条)	二〇一	第十一章 鉱業所得の特例(第七十六条～第七十八条)	二〇一
第十二章 対外船舶運送の特例(第七十九条～第八十一条)	二〇二	第十二章 対外船舶運送の特例(第七十九条～第八十一条)	二〇二
第十三章 沖縄特別措置(第八十二条～第八十四条)	二〇三	第十三章 沖縄特別措置(第八十二条～第八十四条)	二〇三
第十四章 認定農地所有適格者の特例(第八十五条～第八十七条)	二〇四	第十四章 認定農地所有適格者の特例(第八十五条～第八十七条)	二〇四
第十五章 認定農地所有適格者の特例(第八十八条～第九十条)	二〇五	第十五章 認定農地所有適格者の特例(第八十八条～第九十条)	二〇五
第十六章 認定農地所有適格者の特例(第九十一条～第九十三条)	二〇六	第十六章 認定農地所有適格者の特例(第九十一条～第九十三条)	二〇六
第十七章 認定農地所有適格者の特例(第九十四条～第九十六条)	二〇七	第十七章 認定農地所有適格者の特例(第九十四条～第九十六条)	二〇七
第十八章 認定農地所有適格者の特例(第九十七条～第九十九条)	二〇八	第十八章 認定農地所有適格者の特例(第九十七条～第九十九条)	二〇八
第十九章 認定農地所有適格者の特例(第一百条～第一百零二条)	二〇九	第十九章 認定農地所有適格者の特例(第一百条～第一百零二条)	二〇九
第二十章 認定農地所有適格者の特例(第一百零三条～第一百零五条)	二一〇	第二十章 認定農地所有適格者の特例(第一百零三条～第一百零五条)	二一〇
第二十一章 認定農地所有適格者の特例(第一百零六条～第一百零八条)	二一一	第二十一章 認定農地所有適格者の特例(第一百零六条～第一百零八条)	二一一
第二十二章 認定農地所有適格者の特例(第一百零九条～第一百一十一条)	二一二	第二十二章 認定農地所有適格者の特例(第一百零九条～第一百一十一条)	二一二
第二十三章 認定農地所有適格者の特例(第一百一十二条～第一百一十四条)	二一三	第二十三章 認定農地所有適格者の特例(第一百一十二条～第一百一十四条)	二一三
第二十四章 認定農地所有適格者の特例(第一百一十五条～第一百一十七条)	二一四	第二十四章 認定農地所有適格者の特例(第一百一十五条～第一百一十七条)	二一四
第二十五章 認定農地所有適格者の特例(第一百一十八条～第一百二十条)	二一五	第二十五章 認定農地所有適格者の特例(第一百一十八条～第一百二十条)	二一五
第二十六章 認定農地所有適格者の特例(第一百二十一条～第一百二十三条)	二一六	第二十六章 認定農地所有適格者の特例(第一百二十一条～第一百二十三条)	二一六
第二十七章 認定農地所有適格者の特例(第一百二十四条～第一百二十六条)	二一七	第二十七章 認定農地所有適格者の特例(第一百二十四条～第一百二十六条)	二一七
第二十八章 認定農地所有適格者の特例(第一百二十七条～第一百二十九条)	二一八	第二十八章 認定農地所有適格者の特例(第一百二十七条～第一百二十九条)	二一八
第二十九章 認定農地所有適格者の特例(第一百三十条～第一百三十二条)	二一九	第二十九章 認定農地所有適格者の特例(第一百三十条～第一百三十二条)	二一九
第三十章 認定農地所有適格者の特例(第一百三十三条～第一百三十五条)	二二〇	第三十章 認定農地所有適格者の特例(第一百三十三条～第一百三十五条)	二二〇
第三十一章 認定農地所有適格者の特例(第一百三十六条～第一百三十八条)	二二一	第三十一章 認定農地所有適格者の特例(第一百三十六条～第一百三十八条)	二二一
第三十二章 認定農地所有適格者の特例(第一百三十九条～第一百四十一条)	二二二	第三十二章 認定農地所有適格者の特例(第一百三十九条～第一百四十一条)	二二二
第三十三章 認定農地所有適格者の特例(第一百四十二条～第一百四十四条)	二二三	第三十三章 認定農地所有適格者の特例(第一百四十二条～第一百四十四条)	二二三
第三十四章 認定農地所有適格者の特例(第一百四十五条～第一百四十七条)	二二四	第三十四章 認定農地所有適格者の特例(第一百四十五条～第一百四十七条)	二二四
第三十五章 認定農地所有適格者の特例(第一百四十八条～第一百五十条)	二二五	第三十五章 認定農地所有適格者の特例(第一百四十八条～第一百五十条)	二二五
第三十六章 認定農地所有適格者の特例(第一百五十一条～第一百五十三条)	二二六	第三十六章 認定農地所有適格者の特例(第一百五十一条～第一百五十三条)	二二六
第三十七章 認定農地所有適格者の特例(第一百五十四条～第一百五十六条)	二二七	第三十七章 認定農地所有適格者の特例(第一百五十四条～第一百五十六条)	二二七
第三十八章 認定農地所有適格者の特例(第一百五十七条～第一百五十九条)	二二八	第三十八章 認定農地所有適格者の特例(第一百五十七条～第一百五十九条)	二二八
第三十九章 認定農地所有適格者の特例(第一百六十条～第一百六十二条)	二二九	第三十九章 認定農地所有適格者の特例(第一百六十条～第一百六十二条)	二二九
第四十章 認定農地所有適格者の特例(第一百六十三条～第一百六十五条)	二三〇	第四十章 認定農地所有適格者の特例(第一百六十三条～第一百六十五条)	二三〇
第四十一章 認定農地所有適格者の特例(第一百六十六条～第一百六十八条)	二三一	第四十一章 認定農地所有適格者の特例(第一百六十六条～第一百六十八条)	二三一
第四十二章 認定農地所有適格者の特例(第一百六十九条～第一百七十一条)	二三二	第四十二章 認定農地所有適格者の特例(第一百六十九条～第一百七十一条)	二三二
第四十三章 認定農地所有適格者の特例(第一百七十二条～第一百七十四条)	二三三	第四十三章 認定農地所有適格者の特例(第一百七十二条～第一百七十四条)	二三三
第四十四章 認定農地所有適格者の特例(第一百七十五条～第一百七十七条)	二三四	第四十四章 認定農地所有適格者の特例(第一百七十五条～第一百七十七条)	二三四
第四十五章 認定農地所有適格者の特例(第一百七十八条～第一百八十条)	二三五	第四十五章 認定農地所有適格者の特例(第一百七十八条～第一百八十条)	二三五
第四十六章 認定農地所有適格者の特例(第一百八十一条～第一百八十三条)	二三六	第四十六章 認定農地所有適格者の特例(第一百八十一条～第一百八十三条)	二三六
第四十七章 認定農地所有適格者の特例(第一百八十四条～第一百八十六条)	二三七	第四十七章 認定農地所有適格者の特例(第一百八十四条～第一百八十六条)	二三七
第四十八章 認定農地所有適格者の特例(第一百八十七条～第一百八十九条)	二三八	第四十八章 認定農地所有適格者の特例(第一百八十七条～第一百八十九条)	二三八
第四十九章 認定農地所有適格者の特例(第一百九十条～第一百九十二条)	二三九	第四十九章 認定農地所有適格者の特例(第一百九十条～第一百九十二条)	二三九
第五十章 認定農地所有適格者の特例(第一百九十三条～第一百九十五条)	三〇	第五十章 認定農地所有適格者の特例(第一百九十三条～第一百九十五条)	三〇

通達編より

所得税基本通達

(昭45.7.1)
直審(所)30
最終改正 令5課個2-22ほか

所得税基本通達の制定について
所得税基本通達を別冊のとおり定めるとともに、所得税に関する既往の取扱通達を別紙のとおり改正または廃止したから、通達する。
この所得税基本通達の制定に当たっては、従来の所得税に関する通達について全面的に検討を行ない、これを整備統合する一方、その内容面においては、法令の単純な解說的留意規定はできるだけ設けなく、なるべく画一的な基準を設けることとした。したがって、この通達の具体的な適用に当たっては、法令の規定の趣旨、制度の背景のみならず事理、社会通念をも勘案しつつ、個々の具体的な事案に妥当する処理を図るよう努められた。

- 第1編 総則
- 第一章 通則
- 法第2条(定義)関係
〔居住者、非居住者及び非居住者(第3、4、5号関係)〕
(住所の意義)
2-1 法に規定する住所とは各人の生活の本拠をい、生活の本拠であるかどうかは客観的事実によって判定する。(平11課所4-25改正)
(注) 国の内外にわたって居住地が異動する者の住所が国内にあるかどうかの判定に当たっては、令第14条(国内に住所を有する者と推定する場合)及び第15条(国内に住所を有しない者と推定する場合)の規定があることに留意する。
(再入国した場合の居住期間)
2-2 国内に居所を有していた者が国外に赴き再び入国した場合において、国外に赴いていた期間(以下この項において「在外期間」という。)中、国内に、配偶者その他生計を一にする親族を残し、再入国後起居する予定の家屋若しくはホテルの一室等を保有し、又は生活用動産を預託している事実があるなど、明らかにその国外に赴いた目的が一時的なものであると認められるときは、当該在外期間中も引き続き国内に居所を有するものとして、法第2条第1項第3号に規定する「1年以上」の期間の計算の起算日は、入国の日の翌日となることに留意する。(平18課個2-7改正)
2-4の2 法第2条第1項第4号に規定する「過去10年以内」とは、判定する日の10年前の同日から、判定する日の前日までをいうことに留意する。(平18課個2-7追加)
(国内に住所又は居所を有していた期間の計算)
2-4の3 法第2条第1項第4号に規定する「国内に住所又は居所を有していた期間」は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は日をもって数える。
また、当該期間が複数ある場合には、これらの年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、日数は30日をもって1月とし、月数は12月をもって1年とする。
なお、過去10年以内に住所又は居所を有することとなった日(以下この項において「入国の日」という。)と住所又は居所を有しないこととなった日(以下この項において「出国の日」という。)がある場合には、当該期間には、入国の日の翌日から出国の日までとなることに留意する。(平18課個2-7追加)
〔人格のない社団等(第8号関係)〕
(法人でない社団の範囲)
2-5 法第2条第1項第8号に規定する法人でない社団とは、多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人格を有しないもので、単なる個人の集合体でなく、団体としての組織を有し統一された意思の下にその構成員の個性を超越して活動するものであることに留意する。

居住者、非居住者等の区分を行うことに留意する。(平11課所4-25、平18課個2-7改正)
1) 入国後1年を経過する日まで住所を有しない場合 入国後1年を経過する日までの間は非居住者、1年を経過する日の翌日以後は居住者
2) 入国直後には国内に住所がなく、入国後1年を経過する日までの間に住所を有することとなった場合 住所を有することとなった日の前日までの間は非居住者、住所を有することとなった日以後は居住者
3) 日本の国籍を有していない居住者で、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年を超える場合 5年以内の日までの間は非居住者、その翌日以後は非居住者以外の居住者
(居住期間の計算の起算日)
2-4 法第2条第1項第3号に規定する「1年以上」の期間の計算の起算日は、入国の日の翌日となることに留意する。(平18課個2-7改正)
(過去10年以内の計算)
2-4の2 法第2条第1項第4号に規定する「過去10年以内」とは、判定する日の10年前の同日から、判定する日の前日までをいうことに留意する。(平18課個2-7追加)
(国内に住所又は居所を有していた期間の計算)
2-4の3 法第2条第1項第4号に規定する「国内に住所又は居所を有していた期間」は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は日をもって数える。
また、当該期間が複数ある場合には、これらの年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、日数は30日をもって1月とし、月数は12月をもって1年とする。
なお、過去10年以内に住所又は居所を有することとなった日(以下この項において「入国の日」という。)と住所又は居所を有しないこととなった日(以下この項において「出国の日」という。)がある場合には、当該期間には、入国の日の翌日から出国の日までとなることに留意する。(平18課個2-7追加)
〔人格のない社団等(第8号関係)〕
(法人でない社団の範囲)
2-5 法第2条第1項第8号に規定する法人でない社団とは、多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人格を有しないもので、単なる個人の集合体でなく、団体としての組織を有し統一された意思の下にその構成員の個性を超越して活動するものであることに留意する。